

定 款

(2 0 2 2 年 6 月 2 8 日 改 正)

丸尾カルシウム株式会社
MARUO CALCIUM CO., LTD.

丸尾カルシウム株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

- 第1条 当社は、丸尾カルシウム株式会社と称する。
英文では Maruo Calcium Co., Ltd. と記す。

(目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 各種炭酸カルシウム、各種砥粉、石灰、その他工業原材料品の製造、販売。
 2. 各種工業原料品の粉砕加工、販売。
 3. 塗料及び建設資材の製造、施工、販売。
 4. 医薬品、食品添加物、医薬部外品、動物用医薬品、農薬、肥料の製造、販売。
 5. 農畜水産物の生産加工及び食料品、文具、日用雑貨品類の販売。
 6. スポーツ施設の運営、飲食店の経営及び健康、医療、スポーツ、娯楽等機器用品の販売。
 7. 不動産の売買、賃貸借及び管理。
 8. 前各号に関する技術の販売並びに機械装置の設計、製作、販売。
 9. 関連事業等に対する投資。
 10. 前各号に関連又は附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を兵庫県明石市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(株主総会の議長)

第16条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 代表取締役の選定は、取締役会の決議によって行う。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(議長)

第25条 取締役会においては、取締役会長が議長となる。

2 取締役会長が欠員のとき又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

第27条 当社は、必要な場合は取締役会の決議によって、相談役及び顧問を置くことができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、当会社の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第33条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第36条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金並びに中間配当金の支払)

第38条 当社は、毎年3月31日を基準日として、株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

- 2 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。
- 3 前2項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

(電子提供措置等新設の効力発生日及び同新設に伴う経過措置等)

定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。